

四日市市選管告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定に基づく令和5年5月28日執行予定の桜財産区管理委員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので告示する。

令和5年5月10日

四日市市選挙管理委員会委員長 渡邊 八尋

1 場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階 選挙管理委員会室

2 日 時 令和5年5月23日 午後5時30分

（選挙管理委員会事務局）